

## 仕 様 書

- 1 京都府流域下水道事務所(以下「甲」という。)が委託した、産業廃棄物(金属くず等混合廃棄物)処分業務委託の受託者(以下「乙」という)は、契約書に示す各条項の他、本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。
  
- 2 仕様書の適用  
本仕様書は、木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター産業廃棄物(金属くず等混合廃棄物)処分業務委託に適用する。
  
- 3 産業廃棄物(金属くず等今尾久廃棄物)処分業の概要
  - (1)産業廃棄物の種類 ①廃プラスチック ②ゴムくず ③金属くず ④繊維くず ⑤ガラスくず ⑥陶磁器くず  
これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。
  - (2)産業廃棄物の性状 混合廃棄物
  - (3)産業廃棄物の荷姿 バラ積み
  - (4)産業廃棄物の予定数量 混合廃棄物 8,000kg (約40m<sup>3</sup>)
  
- 4 提出書類  
乙は、下記の書類を甲に提出すること。
  - (1)業務契約時  
課税事業者届出書
  - (2)業務完了時  
マニフェスト(電子マニフェスト可)